内郷小学校ＰＴＡ慶弔規定

第１条　本会に次の慶弔規定を設け、該当者に対し、慶弔の意を表する。

第２条　会員および児童の死亡の場合

香料として　　５,０００円

第３条　教職員に転退職があった場合

花束代として　　５,０００円以内

第４条　その他会長が必要と認めたものについて、執行委員会または役員会の同意を得た上、慶弔の意を表すことができる。

平成３１年４月１７日一部改正

令和６年４月１９日一部改正